

市第51号議案 横浜市の私債権の管理に関する条例の制定について

<背景> 財政状況がますます厳しくなる中、本市の未収債権は依然として多額となっており、一層の滞納整理の強化が求められています。滞納整理にあたっては、負担能力が十分あるにもかかわらず支払いのない方がいる一方で、将来にわたっても支払いが難しい方もいるなど、滞納者の状況は様々であることから、この状況を十分見極めながら、取組を進めています。

1 趣旨

本市の私債権管理の適正化を図るため、次の取組を進めることを目的として、条例を制定します。

- (1) **手続の明確化・統一化**: 各債権所管課が個別に進めてきた、台帳の整備や督促時期などの債権管理の手続について、全庁的な手続の明確化・統一化を図ります。
- (2) **債権放棄**: 私債権は民法が適用されることなどから、著しい生活困窮状態にある場合や破産している場合など、将来にわたり徴収できない債権であっても、長期間、保有せざるを得ない状況にあり、これらの債権放棄を適切に進めます。

2 条例の概要

(1) 対象

私債権(契約など、私法上の原因に基づいて発生する債権)を対象とします。

<参考> 私債権の現状

- 滞納額等
32 億円/50 種類程度 (未収債権全体: 549 億円/21 年度決算/一般会計・特別会計)
- 主な私債権
①母子寡婦福祉資金貸付金(15 億円) ②市営住宅使用料(9 億円)
- 管理方法の主な特徴
①時効期間は民法等の定めによる(一般的には 10 年)。②消滅時効の完成について、債務者の援用が必要。
③自力執行権がなく、裁判上の強制執行等の手続が必要。

(2) 全体の構成及び内容

規則に定める台帳を整備すること(第 5 条)や私債権の管理に係る地方自治法施行令を改めて規定する(第 6 条)とともに、放棄の要件(第 7 条)を定めます。

項 目	概 要
第 1 条 目的	この条例は、私債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、その適正化を図ることを目的とする。
第 2 条 定義	「市の私債権」など、用語の意義は、各号で定めるところによる。
第 3 条 他の条例等との関係	市の私債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。
第 4 条 市長等の責務	市長等(企業管理者を含む)は、法令等の定めに従い、適切かつ効率的な市の私債権の保全、取立て等に努めなければならない。
第 5 条 台帳の整備	市長等は、規則に定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。
第 6 条 督促、強制執行等	市長等は、地方自治法施行令の規定(171 条から 171 条の 7)により、督促、強制執行、徴収停止等の手続を行う。
第 7 条 放棄	市長等は、市の私債権について、各号に定める要件に該当する場合には、債権を放棄することができる。
第 8 条 委任	この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。

3 債権放棄について(第7条)

(1) 放棄の要件

債権額が500万円以下で、次の1号から6号までの6項目の要件に限定して、債権を放棄することができるとします。

各号		要件の概要
1号	生活困窮状態	生活保護法による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないとき。
2号	破産等	破産法その他の法令の規定により、債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき。
3号	消滅時効の期間経過	債権の消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
4号	強制執行手続後の無資力	地方自治法施行令による強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないとき。
5号	徴収停止手続後の無資力	地方自治法施行令による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないとき。
6号	限定承認	債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用等の金額の合計を超えないとき。

<根拠法令>地方自治法96条第1項:普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
第10号 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(2) 上限金額の設定(500万円)の考え方

債権放棄は、個別の案件ごとに議会の議決を得ることが原則であることから、「通常の債権管理を適正かつ円滑に行うための範囲」に限定する必要があります。

このため、私債権の中でも、母子寡婦福祉資金貸付金や市営住宅使用料など、制度全体を包括する法令(母子及び寡婦福祉法や公営住宅法)等があり、通常の債権管理の中で、大量・反復して同様の債権が発生することが想定される債権を対象に、これらの債権をほぼ網羅できる500万円を上限金額として設定します。

<参考>私債権の性質別分類表

分類	①法令等に基づく主な債権		②特例的な債権	
特徴	大量・反復して発生 (制度全体を包括する法令等に基づく債権等)		個別・突発的に発生 (本市独自の個別事業による貸付債権等)	
未収額	30億円(私債権全体の94%)		2億円(私債権全体の6%)	
代表的な債権	母子寡婦福祉資金貸付金	市営住宅使用料	工場排水共同前処理施設建設事業収入	資源化物売払収入
未収額(件数)	15億円(約8千件)	9億円(約3千件)	68百万円(4件)	28百万円(2件)
500万円以上の件数	数件	なし	4件	2件

※条例により放棄した各債権ごとの総額や件数については、議会による決算審査の中で明らかにします。

4 施行期日

公布の日(21年12月中旬予定)